

確認事項

発明届の提出の際には、事務との連絡窓口を担っていただく代表届出者を決定していただきます。

代表届出者は、以下の 3 つの質問に対し、全て「はい☑」となるかご確認の上、発明届を提出して下さい。(この確認事項の用紙の提出は不要です。)

1. 発明の創作活動に関与した全ての人が共同発明者(*)として含まれており、共同発明者以外の人が含まれていませんか？	はい <input type="checkbox"/>
2. 全ての共同発明者から、提出する本発明等の届出書の内容(発明の技術内容・発明者の寄与率等)について了承を得ていますか？	はい <input type="checkbox"/>
3. 本発明が関係する研究の研究責任者は、本発明等の届出書の提出について把握していますか？	はい <input type="checkbox"/>

(*) 共同発明者の定義について

発明は技術的思想の創作なので、思想の創作自体に関与した人が発明者となります。従って、発明のための新しい着想を提供した者、その着想を具体化した者、別の新しい着想を加えて発明を完成した者などは発明者です。教員、学生の区別はありません。しかし、思想の創作自体に関係しない、単なる管理者、補助者、後援者などは発明者ではありません。例えば一般的知識の助言や指導を行った人、単にテーマを与えた人、作業として実験を行った人、資金や設備を提供した人などは、思想の創作自体に関与した場合を除き、発明者とはなりません。

参考 URL: 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会・第6回(平成15年2月21日)配布資料 資料 7-1 「日本における発明者の決定」

https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/tokkyo_6/paper07_1.pdf